

令和元年7月中野市農業委員会定例会会議録

中野市告示第4号

令和元年7月29日(木) 午後2時00分

会議室42・43に開く。

○議事日程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 附議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の取消願について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第4号 公売(競売)農地の買受適格者証明願について
 - 議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について
 - 議案第6号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について
 - 議案第7号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
 - 議案第8号 青年等就農計画変更認定に係る意見について
- 5 報告事項
- 6 その他
- 7 閉会

○出席委員次のおり

農業委員(19名中19名)

小林宏和委員、滝澤君雄委員、宮澤厚子委員、滝沢昇委員、本多千恵子委員、郷道修弘委員、中村幸次郎委員、浅沼富夫委員、川島正夫委員、大内一人委員、佐々木福吉委員、武田信友委員、佐藤忠一委員、神田茂貞委員、藤田一和委員、宮川豊委員、佐野啓明委員、金井光正委員、清野信之委員

農地利用最適化推進委員(17名中16名)

中沢光昭委員、上原正幸委員、原栄二委員、関谷和幸委員、藤澤昭雄委員、今井晃委員、樋口秀彦委員、武田守弘委員、徳武秀久委員、渡辺富男委員、池田信一委員、山田一茂委員、臼井信幸委員、中島守成委員、藤岡勇委員、傳田齊委員

○提案説明のため出席した農業委員会事務局職員の職氏名次のおり

農業委員会事務局長 鈴木清美
〃 事務局長補佐 峰村昌志

- (開会) (午後 2 時 00 分)
- 事務局長 (鈴木局長) 皆様お疲れさまでございます。定刻になりましたので始めさせていただきます。ただいままでの出席委員数は農業委員 19 名、推進委員 16 名でございます。それでは、会長からごあいさつと以降の進行をお願いいたします。
- 議長 (清野会長) (あいさつ 略)
- 議長 (清野会長) 先ほどの報告どおり出席委員数が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。ただちに会議を開きます。
- 議長 (清野会長) それでは日程 3、議事録署名委員の指名につきまして、15 番 神田茂貞委員、16 番 藤田一和委員を指名いたします。
- 議長 (清野会長) 日程 4、附議事項に入ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明願います。
- 事務局 (峰村局長補佐) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。
議案番号 1 番、譲渡人、住所・氏名、吉田、〇〇〇〇。譲受人、住所・氏名、吉田、〇〇〇〇。申請地、吉田〇〇番 1 外 10 筆、面積 5,342.46 平方メートル。申請理由、経営基盤を引き継ぎ、規模拡大を図りたい。
議案番号 2 番、江部、〇〇〇〇。三ツ和〇〇〇〇、。江部〇〇番 外 1 筆、面積 1,817 平方メートル。経営規模を拡大したい。
議案番号 3 番、中野、〇〇〇〇。間山、〇〇〇〇。中野〇〇番、面積 400 平方メートル。経営規模を拡大したい。
議案番号 4 番、長野市、〇〇〇〇。豊津、〇〇〇〇。豊津〇〇番 5、面積 798 平方メートル。経営規模を拡大したい。
議案番号 5 番、三ツ和、〇〇〇〇。三ツ和、〇〇〇〇。三ツ和〇〇番 1、面積 85 平方メートル。経営規模を拡大したい。
議案番号 6 番、更科、〇〇〇〇。更科、〇〇〇〇。更科〇〇番 外 8 筆、面積 11,581 平方メートル。高齢のため長男に権利を移転する。
それでは、内容についてご説明します。議案番号 1 番、6 番については農業者年金受給に関する件であります。1 番については、経営移譲のやり直しをするものであり、譲渡人の農業者年金受給申請時においては、譲渡人(父)→長男としていたものを今回 譲渡人→次男とする内容であり、年金受給額についても変動はありません。
また、議案番号 6 番につきましては、譲渡人と譲受人は変わりませんが、権利の内容が使用貸借権としているものを、今回、所有権の移転を行い、権利者の名義を全て変えるというものであります。これにより年金受給額についても変動はありません。
以上、説明した議案番号を含む議案番号第 1 番から第 6 番までの譲受人は、水田・普通畑等の経営で、農地は全て効率的に耕作され、農作業に従事する家族の状況等から見て引き続き、農地を効率的に利用が出来る見込まれています。
なお、下限面積の基準を超えていることから、許可要件を満たしているものと考えます。以上です。
- 議長 (清野会長) ただいまの説明に対してご質問ご意見等ありましたら、農業委員は議

席番号、氏名を述べてから、最適化推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。推進委員に議決権はありませんが、賛成・反対の意見を述べることはできます。手を挙げて意思表示をしていただきたいと思います。

議長（清野会長） ありませんければ、お諮りをいたします。 議案第1号について、賛成委員の挙手を願います。

議長（清野会長） 挙手全員であります。 よって、議案第1号については、許可することに決しました。

議長（清野会長） 次に進みます。議案第2号 農地法第3条の規定による許可の取消願について、を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局（峰村局長補佐） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の取消願について。

議案番号1番、令和元年6月定例会 許可指令番号、元第3号の13、譲渡人、住所・氏名、新井、〇〇〇〇、譲受人、住所・氏名、新井、〇〇〇〇、申請地、新井、〇〇番2、面積1,198平方メートル。取消権利の内容、所有権移転。取消理由、錯誤。

ご説明いたします。 本件は6月の定例農業委員会において、議案第1号1番で審議をしていただき、お認めをいただいた案件であります。しかし、その2日後、取消をしたいとの申し出がありました。取消願の取扱につきましては、農林水産省で定められた農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会は、許可した許可を取り消す場合には、「指令書を当該農地等の貸付者及び借受者の双方に交付する」としております。このため、本件につきましては、取消を行うことについても指令書により交付するものでありますので、本議案として提出をしております。説明につきましては、以上であります。

議長（清野会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。

議長（清野会長） ありませんければ、お諮りをいたします。 議案第2号について、賛成委員の挙手を願います。

議長（清野会長） 挙手全員であります。 よって、議案第2号については、承認することに決しました。

議長（清野会長） 次に進みます。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局（峰村局長補佐） 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

議案番号1番、申請者、譲受人、住所・氏名、中野、〇〇〇〇。譲渡人、住所・氏名、中野、〇〇〇〇。申請地、中野〇〇番4 面積50平方メートル。申請理由は、申請地を取得し、駐車場を拡大したい。3種農地、則44条 駐車台数8台分

議案番号2番、吉田、〇〇〇〇。中野、〇〇〇〇。吉田〇〇番5 外1筆 面積187平方メートル。現住宅地の隣接地を借り受け、車庫を新設したい。3種農地、令14

議案番号3番、新井、〇〇〇〇。桜沢、〇〇〇〇。桜沢〇〇番1 面積188平方メートル。現在社員寮に家族4人で生活をしているが来年度の子供の小学校入学に伴い実家の隣接地に住宅を建設したい。2種農地、法

5条2項2号。以上であります。

議長（清野会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。

議長（清野会長）

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第3号について、賛成委員の挙手を願います。

議長（清野会長）

挙手全員であります。よって、議案第3号については、許可することに決しました。

議長（清野会長）

次に進みます。議案第4号、公売（競売）農地の買受適格者証明についてを議題といたします。事務局から説明願います。

事務局（峰村局長補佐）

議案第4号、公売（競売）農地の買受適格者証明について。

公売（競売）農地の所有者 公売物件 公売農地の所在 笠原 7筆
1,137.19平方メートル 証明願申出人氏名 笠原 ○○○○ 経営内容
世帯員3名、所有面積7,911.89平方メートル。耕作面積13,844.00平方メートル。要旨 経営規模の拡大を図りたい。備考 関東信越国税局公売 開礼日時 令和元年9月3日（火）午前10時 開礼場所 関東信越国税局。

内容説明させていただきます。通常の不動産の競売・公売を含みますが、買受申出人（買受希望者）のうち最高価 買受申出人が買受ける（落札する）こととなりますが、農地の競売の場合、落札者が決まっても、その者が農地法に規定する許可を受けなければ土地を取得することができません。そこで、農地法上の農地権利取得の資格の有無をあらかじめ確認するため、競売、公売に参加するには、農業委員会による証明が必要になります。地目が田や畑などの農地の競売に参加する場合は、入札に参加するにあたり、「買受適格証明書」を、競売を行なう先に呈示しなければなりません。なお、適格証明書は「農地の取得について農地法の許可が得られる見込みがある」ことを証明するものであり、許可を証明するものではありません。説明は以上であります。

議長（清野会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。

議長（清野会長）

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第4号について、賛成委員の挙手を願います。

議長（清野会長）

挙手全員であります。よって、議案第4号については、承認することに決しました。

議長（清野会長）

続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。事務局から説明願います。

事務局（峰村局長補佐）

議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について。

（番号1番から19番 説明）

以上、中野市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想及び経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれることから、許可要件を満たしているものと考えます。以上です。

議長（清野会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。

中島推進委員

推進委員の中島です。2番の貸借料に差があるのはなぜでしょうか。

事務局（峰村局長補佐）

こちらに関しては申請時に確認したところ、全体で30,000円という

ことで筆の面積から割り出した金額です。

議長（清野会長） 他にありますか。

議長（清野会長） 続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について（所有権の移転分）を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局（峰村局長補佐） 議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について（所有権移転分）（番号20番から24番 説明）

以上、中野市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想及び経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれることから、許可要件を満たしているものと考えます。以上です。

議長（清野会長） では議案第5号に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。

議長（清野会長） ありませんければ、お諮りをいたします。議案第5号について、賛成の委員の挙手を願います。

議長（清野会長） 挙手全員であります。よって議案第5号については、決定することに決しました。

議長（清野会長） 次に進みます。議案第6号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について、を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局（峰村局長補佐） 議案第6号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について。（番号1番から番号4番 説明）

番号1番から番号4番については、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地のすべてを効率的に利用できるものと認められます。また、必要な農作業に常時従事することが認められることから農用地利用配分計画の要件を満たしているものと考えます。以上です。

議長（清野会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。

議長（清野会長） ありませんければ、お諮りをいたします。議案第6号について、賛成の委員の挙手を願います。

議長（清野会長） 挙手全員であります。よって議案第6号については、決定することに決しました。

議長（清野会長） 次に進みます。議案第7号 農業経営改善計画の認定に係る意見について、を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局（峰村局長補佐） 議案第7号 農業経営改善計画の認定に係る意見について。（番号1番から番号14番 説明）

議長（清野会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。

1番 小林委員 1番の小林です。14番の〇〇〇〇の所在地が飯山なのですがよいのでしょうか。

事務局（峰村局長補佐） 所在地は関係ありません。対象農地の場所がある農業委員会で行います。例えば中野市の方が小布施町の農地を借りたりする場合は小布施町の農業委員会にかけます。

議長（清野会長） 他にありますか。

議長（清野会長） ありませんければ、お諮りをいたします。議案第7号について、賛成の委員の挙手を願います。

議長（清野会長） 挙手全員であります。よって、議案第7号につきましては、決定する

ことに決しました。

議長（清野会長）

次に進みます。議案第8号 青年等就農計画変更認定に係る意見について、を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局（峰村局長補佐）

議案第8号 青年等就農計画変更認定に係る意見について。

議案番号1番 こちらは平成31年3月定例会受付番号30-3の変更でございます。

受付番号 1-1 住所・氏名 篠井 ○○○○ 年齢 44歳 営農類型 野菜複合 変更の事由 ①ぶどうの作付予定圃場の状況による作目の変更。②販売市場の状況による作目の変更。目標とする経営面積等 目標所得 3,044千円→3,089千円 年間労働時間 2,020時間→1,684時間 作付面積 41a→34～46a 生産量 19,240kg→27,460kg 技術・知識・経過 里親制度を利用し、平成30年4月から平成31年3月まで、農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金（準備型））を受給しながら、きゅうり栽培を学ぶ。平成31年4月 就農。以上であります。

議長（清野会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。

議長（清野会長）

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第8号について、賛成の委員の挙手を願います。

議長（清野会長）

挙手全員であります。よって、議案第8号につきましては、決定することに決しました。

議長（清野会長）

次に進みます。日程5、報告事項に入ります。事務局から説明願います。

事務局（峰村局長補佐）

農地法施行規則第29条第1号の規定による農用地を農業施設用地に供することの届出の受理状況について。

（説明）

議長（清野会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、発言願います。

議長（清野会長）

ありませんければ、報告事項ということで、ご了承をお願いします。

議長（清野会長）

次に進みます。日程6、その他に入ります。みなさんの方から何かありましたらお願いします。

議長（清野会長）

ありませんければ、事務局からお願いします。

事務局（鈴木局長）

日程6、その他に入る前にご報告があります。

前農業委員の長島政弘さんが辞職されたことに伴い、先月から新たに農業委員を募集したところ、JA中野市から候補者の推薦がありました。農業委員の任命は、市議会の同意が必要となります。この度、急な日程ではありますが、明日、午前10時から臨時議会が開催されることになり、議会の同意を得た後、同日午後4時に任命式を行うこととなりました。新農業委員は竹原の阿部和夫さんで、年齢は64歳、JA中野市の理事であります。明日から新農業委員となります。担当地区については調整中でございます。来月の定例会からご出席いただくこととなりますのでご承知おきください。

事務局（鈴木局長）

それでは日程6その他に入ります。

事務局（鈴木局長）

（中野市農業委員会公式日程について 説明）

事務局（鈴木局長）

（令和元年度研修視察について 説明）

事務局（鈴木局長）
事務局（鈴木局長）
議長（清野会長）
議長（清野会長）

（北信五市農業委員・推進委員研修会について 説明）
（農地パトロールについて説明）
それでは、その他、みなさんの方から何かよろしいでしょうか。
ないようですので、以上をもちまして、本日の中野市農業委員会の定例会を閉会といたします。 大変ご苦勞様でございました。
（午後4時00分）

（閉会）

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和元年 月 日

中野市農業委員会長（議長）

署名委員

署名委員